



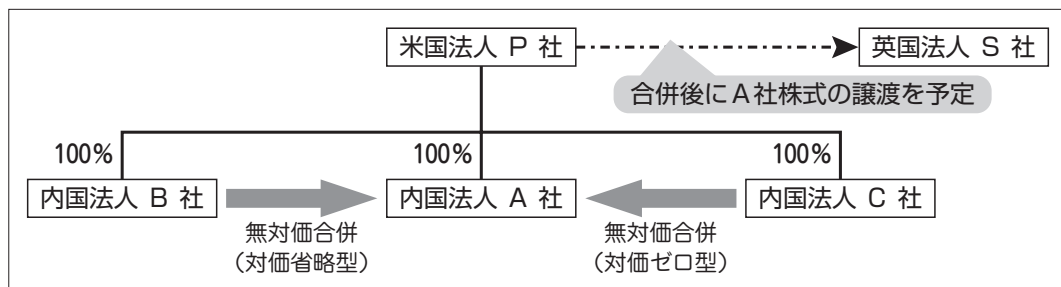
法人税

無対価合併（対価省略型・対価ゼロ型）における  
資産調整勘定等の金額

**Q** 内国法人のA社、B社及びC社は、その発行済株式の全部を米国法人P社に保有されており、相互に完全支配関係を有しています。A社は、当事業年度において、B社を被合併法人とする無対価合併（対価省略型）を行い、その後、C社を被合併法人とする無対価合併（対価ゼロ型）を行う予定です。なお、無対価合併のうち対価省略型とは、合併法人と被合併法人の株主構成割合が等しいため、合併対価の実額がある場合に、その支払を省略しても課税関係が同様となるものをいい、一方で、当該合併のうち対価ゼロ型とは、合併対価の実額が0円であるため、結果的に無対価となるものをいいます。

それぞれの合併は、A社がB社及びC社と合併した後、P社はA社株式の全部を英国子法人S社に譲渡することを予定しており、加えて、共同事業要件を満たしていないことから、非適格合併に該当します。また、当該合併に際して、B社の資産評定が公正な第三者機関により行われ、その評定額は、総資産150億円（諸資産100億円、営業権50億円）及び総負債60億円（諸負債30億円、退職給与負債調整勘定20億円、未確定債務10億円）となりました。一方で、C社の同評価会社による資産評定は時間的問題により行われなかったため、A社（合併法人）が、その資産評定を行ったところ、その評定額は、総資産150億円（諸資産50億円、営業権100億円）及び総負債150億円（諸負債100億円、退職給与負債調整勘定50億円）となりました。ただし、それぞれの営業権には、独立取引営業権（独立した資産として取引される慣習のあるもの）は含まれていません。

この場合、それぞれの合併において、A社に係る資産調整勘定又は差額負債調整勘定の金額並びにP社の課税関係について、それぞれ税務上の取扱いをご教示願います。





A社について、B社に係る資産調整勘定の金額は、営業権（独立取引営業権以外のもの）50億円から未確定債務10億円を控除した40億円となり、C社に係る資産調整勘定の金額は、時価純負債価額100億円に合併対価の額0円を加算した100億円となります。一方で、P社のA社株式に係る譲渡所得については、日本において課税対象となりません。

## 【解 説】

### 1 資産調整勘定等の原則的な算定方法

#### (1) 資産調整勘定

内国法人が非適格合併により被合併法人から資産・負債の移転を受けた場合、交付した合併対価の額が当該資産（営業権は独立取引営業権に限ります）及び当該負債（退職給与債務引受額及び短期重要債務見込額を含みます）の時価純資産価額を超えるときは、その超える額が資産調整勘定の金額となります。一方で、当該資産の額が当該負債の額に満たない場合には、その満たない部分の金額（時価純負債価額）に合併対価額を加算した額が資産調整勘定の金額となります（法法62の8①）。

#### (2) 差額負債調整勘定

内国法人が非適格合併により被合併法人から資産・負債の移転を受けた場合、交付した合併対価の額が、当該資産（営業権は独立取引営業権に限ります）及び当該負債（退職給与債務引受額及び短期重要債務見込額を含みます）の時価純資産価額に満たないときは、その満たない部分の金額が差額負債調整勘定の金額と

なります（法法62の8③）。

### 2 無対価合併における資産調整勘定等

非適格の無対価合併により被合併法人から資産・負債の移転を受けた場合の資産調整勘定及び差額負債調整勘定の金額は、次の(1)ないし(3)の区分に応じて、それぞれ次のとおりとなります。

#### (1) 一定の資産評定が行われている場合

非適格の無対価合併について、合併法人と被合併法人の株主構成割合が等しく、一定の資産評定（公正な第三者等によるもの）が行われている場合に、次の(a)の金額が(b)の金額を超えるときは、その超える額が資産調整勘定の金額となり、(b)の金額が(a)の金額を超えるときには、その超える額が差額負債調整勘定の金額となります。ただし、次の(2)に該当する場合には、(2)によることとなります（法法62の8⑫、法令123の10⑮一、法規27の16②③）。

(a) その移転を受けた事業に係る営業権（独立取引営業権を除きます）のその一定の資産評定による価額

(b) その移転を受けた事業に係る将来の債務（退職給与債務引受額・短期重要債務見込額の基因となる債務を除きます）でその履行に係る負担の引受けをしたものの額

#### (2) 債務超過の場合

非適格の無対価合併により移転を受けた資産（営業権は独立取引営業権に限ります）の取得価額及び上記(1)(a)の一定の資産評定を行っている営業権の価額の合計額が、その無対価合併により移転を受けた負債の額、退職給与債務引受額・短

期重要債務見込額に係る負債調整勘定の金額及び上記(1)(b)の金額の合計額に満たない場合には、資産調整勘定及び差額負債調整勘定の金額はないものとされます(法令123の10⑤二)。

### (3) 上記以外の場合

非適格の無対価合併について、上記(1)における一定の資産評定が行われず、かつ、上記(2)の債務超過でない場合には、上記1の原則的な算定方法により、資産調整勘定又は差額負債調整勘定の金額を算定します(法法62の8①③)。

## 3 事業譲渡類似株式の譲渡

### (1) 国内法

外国法人が、内国法人の発行済株式を譲渡したことによる所得につき、次のいずれの要件も満たす場合には、国内源泉所得として、我が国で課税することができます(法法138①三、法令178①四ロ)。

(a) 当該株式の譲渡事業年度終了の日以前3年内のいずれかの時点において、当該株式の保有割合が発行済株式の25%以上に相当していたこと。

(b) 当該事業年度において、当該株式のうち発行済株式の5%以上に相当する株式を譲渡したこと。

### (2) 日米租税条約

米国法人が、①不動産、②不動産化体株式、③金融機関支援株式、④PE帰属資産、⑤国際運輸に係る財産及び⑥一定のコンテナ、これら以外の財産を譲渡することにより生ずる所得については、譲渡者が居住者とされる米国においてのみ租税を課することができます(日米租税条約13⑦)。この点、事業譲渡類似株式

については、上記①ないし⑥のいずれの資産にも該当しないことから、当該株式の譲渡に係る所得は、米国でのみ租税を課することができ、日本において課税することはできません。

## 4 事例の検討

### (1) B社の無対価合併(対価省略型)

非適格の無対価合併について、合併法人と被合併法人の株主構成割合が等しく、一定の資産評定が行われている場合に、その移転を受けた事業に係る営業権(独立取引営業権を除きます)の額が、その移転を受けた事業に係る将来の債務(退職給与債務引受額・短期重要債務見込額の基因となる債務を除きます)でその履行に係る負担の引受けをしたものの額を超えるときは、その超える額が資産調整勘定の金額となります。

この点、B社について、その無対価合併が対価省略型であり、合併法人と被合併法人の株主構成割合は等しく、また、公正な第三者機関による評定額は、総資産150億円(諸資産100億円、営業権50億円:当該営業権に独立取引営業権は含まれない)及び総負債60億円(諸負債30億円、退職給与負債調整勘定20億円、未確定債務10億円)となっています。したがって、A社のB社に係る資産調整勘定の金額は、当該営業権50億円から当該未確定債務10億円を控除した40億円となります。

### (2) C社の無対価合併(対価ゼロ型)

無対価合併において、被合併法人につき、一定の資産評定が行われず、かつ、債務超過でない場合には、上記1の原則

的な算定方法により、資産調整勘定の金額を算定します。このとき、資産の額（営業権は独立取引営業権に限ります）が負債の額（退職給与債務引受額及び短期重要債務見込額を含みます）に満たない場合には、その満たない部分の金額（時価純負債価額）に合併対価額を加算した額が資産調整勘定の金額となります。

この点、C社については、公正な第三者機関の資産評定は行われませんでした。A社（合併法人）による資産評定の結果、その評定額は、総資産150億円（諸資産50億円、営業権100億円：当該営業権に独立取引営業権は含まれない）及び総負債150億円（諸負債100億円、退職給与負債調整勘定50億円）とされました。このC社の評定額によれば、資産の額が負債の額に満たない場合に該当することから、その満たない部分の金額（時価純負債価額）に合併対価額を加算した額が資産調整勘定の金額になるところ、当該資産の額は50億円、当該負債の額は150億円であるため、時価純負債価額100億円に合併対価の額0円を加算した100億円が、A社のC社に係る資産調整勘定の

金額となります。

### (3) P社のA社株式譲渡

米国法人が日本法人の発行済株式を譲渡することによる事業譲渡類似株式の譲渡所得については、国内法上、一定の要件を満たす場合に課税対象となりますが、日米租税条約では、米国においてのみ租税を課することができることとされており、租税条約が国内法に優先して適用されることを踏まえると、当該株式の譲渡所得は日本において課税対象とはなりません。

したがって、米国法人P社が、A社の発行済株式を譲渡することにより生ずる事業譲渡類似株式の譲渡所得は、日本において課税することはできません。

### (4) 結論

A社について、B社に係る資産調整勘定の金額は、営業権（独立取引営業権以外のもの）50億円から未確定債務10億円を控除した40億円となり、C社に係る資産調整勘定の金額は、時価純負債価額100億円に合併対価の額0円を加算した100億円となります。一方で、P社のA社株式に係る譲渡所得については、日本において課税対象とはなりません。

※本文中、意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト トーマツ税理士法人の公式見解ではありません。  
また、上記記載は掲載日現在有効な法令に基づくことに留意を要します。

《デロイト トーマツ税理士法人 タックス コントラバーシーチーム

ディレクター 野田 秀樹》